

千葉県教育振興財団 指定正味財産運用指針

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県教育振興財団（以下「財団」という。）の指定正味財産の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、寄附者の意思により用途が指定されている指定正味財産とし、財団の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(管理責任者)

第3条 資金運用の管理責任者は、理事長とする。

(管理責任者の責務)

第4条 第2条で定められた財産の運用について、理事長は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、財団のために法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(運用方針)

第5条 財産の運用は下記各号の方針により行うものとする。

- (1) 原則として評価損を計上しないために安全性を最優先する。
- (2) 長期の安定的な収益を確保する。
- (3) 必要な流動性を確保し、効率性を追求する。

(資金運用の対象)

第6条 資金の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 円建て預貯金
 - (2) 元本保証の円建て金銭信託
 - (3) 発行体が日本籍である国内発行の円貨建て債券
 - ア 千葉県債
 - イ 国債
 - ウ その他（共同発行債、財投機関債などの地方債や特別債）
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が第5条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資金運用対象以外のもので運用することができる。

(理事会への報告)

第7条 理事会は、資金運用の経過及び結果について、年1回以上理事長から報告を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。